

1、 最重要課題 の対策

大量雇用変動の届出や
再就職援助計画等より解
雇・雇止めに関する情報
を得た場合、労働基準監
督署が迅速に雇用維持や
適切な雇用管理に向けた
啓発指導を実施します。

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」や感染防止に関する「取組の5つのポイント」の普及により、感染拡大防止を図るとともに、新型コロナウイルス感染に関わる労災請求事案や倒産した企業に係る未払賃金立替払の申請

め、併せて労災未請求事案に対し請求勧奨を行います。

また、11月を「しわ寄せ防止キャンペーングループ間」とし、大企業・親会社による下請け中小事業者への長時間労働につながる取引が生じないよう気運の醸成を図ります。

令和3年度 愛知労働局行政運営方針 および最重点課題

愛知労働局 労働基準部

- 新型コロナウイルス感染症拡大に対する労働行政推進上の課題と対策
 - ウィズコロナ時代による労働環境の整備に関する課題と対策
 - 多様な人材の活躍促進に関する課題と対策
 - 労働災害防止に関する課題と対策

日頃は労働基準行政に並々ならぬご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

(2) ウィス工口ナ時代による労働環境の整備に関する課題と対策

技能実習生については、外国人技能実習機構や名古屋出入国在留管理局と連携し丁寧に対応します

①重篤な労働災害の防

止
第13次労働災害防止推進計画において「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズとしてリスクアセスメントの導入・定着を推進していきます。また、リスクアセスメントの導入・定着に向けたセミナーを100回以上開催することを年間目標に掲げ、取組を集中的に展開します。

②高年齢労働者の労働災害減少

高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりのため「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の理解促進を図ります。

2、最重点課題 以外の対策

(1)働き方改革関連法の遵守・定着に向けた

対策

時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定義務について必要な指導や支援を行うとともに、上限規制が適用猶予されている業種や職種（建設、自動車、医師）については、自主的な取り組みを促すため、関係団体等と連携し、説明会の開催や動画の配信により、関係法令の周知・理解の促進を図っていきます。

(2)労働者の安全確保

①製造業
はされ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の典型的な災害が多発しているところから、リスクアセスメントの導入・促進及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全対策の周知徹底を行います。

②建設業
社会福祉施設、飲食店
「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」による店舗・施設における安全衛生指導の推進を行います。また、「エイジフレンドリーガイドライン」や「STOP！」の周知啓発を行います。

③業務上疾病関係
化学物質・石綿・粉じんによる健康障害防止について、取り扱い物質の有害性に応じた対策が講じられるよう必要な指導を行っています。また、昨年改正された溶接ヒュームなどに係る特定化学物質障害予防規則関連の円滑な施行を図ります。

④第三次産業（小売業、
⑤転倒災害防止対策
「STOP！」転倒災害プロジェクト」の啓発を行ふと共に、転倒予防体操（愛知労働局編）の活用促進を図ります。

⑥外国人労働者の労働災害防止対策
外国人労働者が就く作業についてリスクアセスメントの実施を指導するほか、外国人向けの安全教育マニュアル・教材等の周知を図っていきます。

(3)労働者の健康確保

①職場におけるメンタルヘルス対策
「ストレスチェック制度」と「労働者的心の健康の保持増進のための指針」について、労働者数50人未満の事業場も含め、あらゆる事業場に対し、周知と取り組みの促進を行っています。

②治療と仕事の両立支援
「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」、「企業・医療機関連携マニュアル」の周知を図るほか、「あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム」を軸に地域の関係機関と連携し、両立支援に係る関係施策の横断的な取組と、主治医・会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型サポート体制の推進のための理解普及を図ります。

熱中症対策の集中的な取り組みを行います。

腰痛対策については、「職場における腰痛予防対策指針」の周知を行い、適切な取り組みを促します。

受動喫煙防止対策については、自治体と連携し「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の周知、受動喫煙防止対策助成金制度の活用促進を図ります。

(5) 最低賃金の適切な運営に向けた対策

経済動向、地域の実情等を踏まえ、愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、あらゆる機会をとらえ、改定された最低賃金の周知を図ります。また、最低賃金の履行確保に問題があると考えられる事業場に対しては監督指導を行っていきます。

(6) 労災補償制度の適切な運営に向けた対策

労災保険は、被災労働者等に対して迅速かつ公正に必要な保険給付を行うことが重要であることから、労災保険給付の請求に対しても、請求受付後、速やかに必要な調査を実施する等迅速な事務処理を推進するとともに、認定基準等に基づいた適切な認定を行っていきます。

死亡災害のあらまし

愛知労働局

速報による死亡災害のあらましは以下のとおりです。

(令和3年3月3件発生)

業種 (労働者数)	年齢(経験) 被災者職名	●事故の型 ●起因物	災害状況
繊維工業 (30~49名)	30代(19年) 仕上工	●はさまれ・巻き込まれ ●ロール機 (印刷ロール)	反物を伸ばしながら艶付けをして整える機械を稼働させていたところ、当該機械下方の布の送りローラーに上半身が巻き込まれた状態で発見されたもの。被災者はエアコンプレッサーを使用し、布の表面に付着する埃を飛ばす作業中(もしくは作業前)であった。 被災時より意識不明の状態が続いていたが、後日死亡したもの。
建築工事業 (木建以外) (9名以下)	60代(30年) 作業員	●崩壊・倒壊 ●建築物・構築物	地盤改良のため空地を掘削していたところ、過去の建築物のPHC杭の残置が判明したが、杭を自立させたまま掘削を継続した。被災者は、土留めの矢板を設置するため、杭の東側深さ4.5mの箇所において、小型ドラグショベルで掘削していたところ、長さ4.1mの杭が倒壊し運転席に激突して死亡したもの。
農業 (9名以下)	70代(4年) 作業者	●墜落・転落 ●立木等	校庭の高さ6mの立木の剪定作業中、はしご又は枝から墜落したもの。